

令和4年度答申第2号
令和4年11月21日

印西市長 板 倉 正 直 様

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会長 伊藤 義文

改正個人情報保護法の施行に伴う取組状況について（答申）

令和4年9月13日付け印西総第627号で諮詢のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

別紙

答申

第1 審査会の結論

改正個人情報保護法の施行に伴う取組状況については、妥当と判断する。

第2 諒問事項及び審査会の判断

1 条例で定める必要がある事項

(1) 開示請求に係る手数料等

ア 実施機関の説明要旨

(ア) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第89条第2項では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされていることから、開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額及び開示請求に伴い費用が生ずるときの取扱いについて、定める必要が生じたことによるものである。

- (イ) 開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額は、現行制度に準じて無料とすることを検討している。
(ウ) 開示に伴い費用が生ずるときは、現行制度に準じて保有個人情報の開示を受ける者の負担とすることを検討している。

イ 審査会の判断

保有個人情報の開示請求に係る手数料は現行どおり無料とし、開示に伴い費用が生ずるときは、別途、実費相当の費用を徴収することは、妥当である。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

ア 実施機関の説明要旨

(ア) 法第119条第3項及び同法第4項では、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければなら

ないとされていることから、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、定める必要が生じたことによるものである。

- (イ) 単価計算を行ったところ、国が実費を勘案して政令で定める額とは僅差であるため、国が実費を勘案して政令で定める額と同額とすることを検討している。
- (ウ) 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、2万1,000円に作成に要する時間1時間までごとに3,950円、作成を委託する場合には受託者に支払う額を加えた額とすることを検討している。
- (エ) 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、既に契約を締結した者にあっては1万2,600円、それ以外の者にあっては当初に加工したときの手数料の額と同一の額とすることを検討している。

イ 審査会の判断

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、個人情報の保護に関する法律で規定する「実費を勘案して政令で定める額」を標準として、単価計算を行い、適切な額を手数料として定めることは、妥当である。

2 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

(1) 条例要配慮個人情報

ア 実施機関の説明要旨

(ア) 法第60条第5項では、条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報とされていることから、条例要配慮個人情報を定める必要性について、検討する必要が生じたことによるものである。

(イ) 法第2条第3項に規定する要配慮個人情報に加え、地方公共団体等がそれぞれの施策に際して、取扱いに特に配慮が必要と考えられるものを条例要配慮個人情報として定めることができる。

- (ウ) 条例要配慮個人情報について条例に定めを置いた場合、個人情報ファイル簿に項目として記載される。
- (エ) 漏えい等が生じた場合は、個人情報保護委員会へ報告しなければならない。
- (オ) 情報保護条例（平成12年条例第25号。以下「現行条例」という。）に定める内容が法に準ずる内容であることから、新たに要配慮個人情報を規定しないことを検討している。

イ 審査会の判断

現行条例においても要配慮個人情報を国に準ずる内容で規定しているため、条例要配慮個人情報を規定しないことは、妥当である。

(2) 不開示情報

ア 実施機関の説明要旨

- (ア) 法第78条第1項に規定する不開示情報と印西市情報公開条例（平成12年条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第7条に規定する不開示情報では、記載が異なるため、整合を図る必要性について、検討する必要が生じたことによるものである。

(イ) 法第78条第2項の規定により、不開示情報について、法と情報公開条例との整合を図ることができる。

(ウ) 情報公開条例第7条第2号エに規定する食糧費に関する事項及び同号オに規定する交際費に関する事項を開示することとされている情報として、条例に規定することを検討している。

イ 審査会の判断

情報公開条例第7条第2号エ及び同号オを開示することとされている情報として、条例に規定することは、妥当である。

3 条例で定めることが妨げられるものではない事項

(1) 登録簿

ア 実施機関の説明要旨

- (ア) 法第75条第5項では、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないと

されていることから、当該帳簿を作成し、公表することの必要性について、検討する必要が生じたことによるものである。

(イ) 個人情報ファイル簿とは別に、現行条例第7条第1項の規定による届出と同様のものである個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿について、定めを置くことができる。

(ウ) 個人情報を取り扱う事務単位で必要事項を記入する登録簿を作成し、備え付けることにより、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定の適用対象外となる個人情報ファイルについても、把握することができる。

(エ) 個人情報を取り扱う事務単位で確認することができる個人情報取扱事務登録簿の作成を検討している。

イ 審査会の判断

個人情報を取り扱う事務単位で必要事項を記入する登録簿を作成し、備え付けることは、妥当である。

(2) 開示請求書の記載及び開示決定等の期限

ア 実施機関の説明要旨

(ア) 法第108条では、保有個人情報の開示等の手続について法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとされていることから、現行条例に照らして定めることが必要な事項について、検討する必要が生じたことによるものである。

(イ) 開示請求書には、連絡調整のために必要となることから、日中連絡を取ることができる電話番号を記載できるものとして規定することを検討している。

(ウ) 開示決定等までの期間は、不開示情報が行政機関によって異なること、事案の移送が新設されたこと、提出態様が多様化するとともに複雑化することなど制度の状況に鑑みて、条例に定めることはせず、法の定めによることを検討している。

イ 審査会の判断

(ア) 開示請求書に記載することができる事項として、日中連絡を取ることができる電話番号を規定することは、妥当である。

(イ) 開示決定等の期限については、市民サービスの低下を招かないよう速やかに対応し、適切な制度運営に努めること。

(3) 審査会への諮問

ア 実施機関の説明要旨

(ア) 法第105条第3項及び法第129条の規定により、印西市情報公開・個人情報保護審査会と印西市行政不服審査会について、検討する必要が生じたことによるものである。

(イ) 法の規定による開示決定等に係る審査請求に関する諮問は、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項又は第2項の機関に行うこととされている。

(ウ) 「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」に該当する機関は、印西市行政不服審査会である。

(エ) 現行条例及び情報公開条例の規定による開示決定等に係る審査請求に関する諮問は、印西市情報公開・個人情報保護審査会に行うこととされている。

(オ) 法第129条では、法の趣旨を踏まえた上で、現行条例と同様に、附属機関へ諮問することができる旨を規定することを検討している。

(カ) 情報公開及び個人情報保護制度の重要事項について、市長の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べることは印西市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務である。

(キ) 印西市情報公開・個人情報保護審査会と印西市行政不服審査会を統合することを検討している。

イ 審査会の判断

個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、引き続き、附属機関の意見を聞くことができるようによることには、妥当である。

4 他の条例の制定内容に関する事項

(1) 情報公開条例

ア 実施機関の説明要旨

- (ア) 法の規定の適用に伴い、行政機関等匿名加工情報に関する情報について、情報公開条例第7条に規定する不開示情報として定める必要が生じたことによるものである。
- (イ) 情報公開条例第7条に規定する不開示情報として、法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除了情報を新たに加えることを検討している。

イ 審査会の判断

情報公開条例第7条に規定する不開示情報に行政機関等匿名加工情報に関する情報を加えることは、妥当である。

(2) その他

ア 実施機関の説明要旨

- (ア) 法の規定の適用に伴い、開示に伴い費用が生ずるときに開示を受ける者が負担する費用について定める必要が生じたことによるものである。
- (イ) 情報公開条例及び法に基づく開示請求に伴う多色刷りでの写しの交付に要する費用を50円から20円へ変更することを検討している。

イ 審査会の判断

情報公開条例及び法に基づく開示請求に伴う多色刷りでの写しの交付に要する費用を20円に改めることは、妥当である。

第3 結論

以上のことから、改正個人情報保護法の施行に伴う取組状況については、妥当である。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するが、以下のとおり附言する。

第4 附言

開示決定等に当たっては、法の規定の適用による現行条例からの変更に伴い、開示決定等に期間を要する事案が生ずることについては理解できるが、どのような場合であっても可及的速やかに開示決定等をすべきであることは言うまでもない。

現行条例において、開示決定等は、開示請求があった日から1

4日以内にしなければならないと規定されていることに鑑みて、迅速に開示決定等を行うことが可能である開示請求についてまで、いたずらに時間をかけて開示決定等を行うなど市民サービスの低下を招かないように、速やかな開示決定等を行うよう努められたい。

答申に関与した委員

伊藤義文、土肥紳一、武田好子、大杉洋平、柳橋幸雄